

27各介第414号
平成28年1月18日

居宅介護支援事業部会
会長 原田 英明 様

各務原市健康福祉部介護保険課長

ケアプラン相談・支援事業の実施について (お知らせ)

平素は、市福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年に引き続き、介護サービス利用者の特に自立に向けた質の高いケアプランの作成を目指すため「ケアプラン相談・支援事業」を別紙のとおり計画しましたので、予めお知らせいたします。

記

実施時期 平成28年5月1日から (毎月2事業所実施)
(平成28年度：5月～2月 10ヶ月間実施(予定))
※ 対象となる居宅介護支援事業所に対しては、概ね2ヶ月前までに
その旨ご連絡いたします。

担当：介護保険課 波多野
TEL：058-383-1111 (内線：2530)

(別紙①)

ケアプラン相談・支援事業の流れ

【当該月の前月】

第4週 対象となる居宅介護支援事業所からケアプランの提出 (一事業所：一事例)

- ・第1表「居宅サービス計画書(1)」
- ・第2表「居宅サービス計画書(2)」
- ・第3表「週間サービス計画」

※ 市又は圏域の地域包括支援センター(各1部)

ご提出していただくケアプランは、当該介護サービス利用者に関し多職種のサービス事業者の関わりのある事例をお願いします。



【当該月】

第1週 市・担当圏域の地域包括支援センター ⇒ ケアプラン(精読)

(参考) 介護保険最新情報「ケアプラン点検支援マニュアル」 Vol.38



第2週 市・担当圏域の地域包括支援センター ⇒ 打ち合わせ



第3週 当該居宅介護支援事業所訪問 (市・担当圏域の地域包括支援センター)

- ・3～4名程度訪問予定(1時間～2時間程度)
- ・ケアプランを作成するにあたり、参考とするアセスメント表等については、訪問時に確認させていただきます。

※ 個々のケアプランについて、「これが正解」は無いと思いますが、市・地域包括支援センターが関わることで新たな「気づき」をしていただければと考えています。
また、こうした機会により「意見交換」をさせていただければと思います。

※ 訪問等によるアドバイス等に関する、回答等は不要
ただし、年度末等ある一定期間を経た後、「居宅介護支援事業部会」等を通じて、総括としての「見える化＝まとめ」を実施(予定)

(別紙②)

平成28年度 訪問予定表

- 5月 【つつじ苑】
居宅介護支援サービス マリアの丘
【リバーサイド川島園】
岐阜県柔道整復師協同組合 ひとみ居宅介護支援事業所
- 6月 【社会福祉協議会】
居宅介護支援事業所 だいじょうぶ
【ジョイフル各務原】
スマイル・ライフサポート
- 7月 【飛鳥美谷苑】
介護サービス各務原
【かかみ野】
あしすと居宅介護支援センター
- 8月 【リバーサイド川島園】
あかりの空（川島苑）
【社会福祉協議会】
介護保険相談センター 笑顔いちばん
- 9月 【ジョイフル各務原】
有限会社 あっとほうむ
【飛鳥美谷苑】
ケアサポート かがやき
- 10月 【かかみ野】
ケアプラン・ニッケうぬま
【社会福祉協議会】
たちかわケアマネージメント
- 11月 【ジョイフル各務原】
介護相談センター 菜の花
【飛鳥美谷苑】
第一外科ケアプラン室

12月 【かかみ野】
（有）みついけ介護支援サービス
【社会福祉協議会】
株式会社松原薬局ストア

1月 【ジョイフル各務原】
株式会社 五月商店
【飛鳥美谷苑】
ゆかりの郷ケアプランセンター花園

2月 【かかみ野】
いつき介護相談センター鵜沼西
【社会福祉協議会】
オーク居宅介護相談センター